

# 生活保護(返還)通知 これでは、返還額の確認ができない

## 生活保護停止決定通知書

生活保護法による保護を、次のとおり停止することに決定したので通知します。

1. 停止した保護の種類  
医療扶助
2. 今回の停止の結果は以下のとおりです。  

週及分支給額	121,367 円	小倉北福祉事務所で支給します。
週及分戻入額	264,196 円	小倉北福祉事務所へ返金してください。
自己負担額	250,226 円	医療、介護、施設事務費等でのあなたの負担額が増えます。
3. 停止する時期  
自 令和元年 6月25日 ~ 至 令和 年 月 日
4. 理由  
社会保障給付金の増加

小倉生健会に「生活保護停止決定通知書（上記通知書は一部編集）が届いたが、いくら返還すればいいのかわからない」との相談が寄せられました。  
通知書には、週及分支給額、週及分戻入額、自己負担額としての金額は記されていますが、その内訳は全くありません。

生活保護を利用している方が、自力で生活を始める矢先に届いた返還額の通知書の金額が正しいのか、間違っているのかを、確認する術（すべ）がありません。保護課にたずねると「そんな書式はない」とのことですが、市の言い分に道理はなく、早急な改善が求められます。

### 生活保護 110番

生健会なども参加している社保協（北九州市社会保障推進協議会）等の主催で「生活保護 110番」が開催されました。  
常時受付 ☎ : 562-3966



## 市営住宅の保証人が免除される場合

一定の要件に該当すれば、身元引受人や緊急連絡先を届け出ることによって連帯保証人の猶予や免除をすることができます。  
猶予できる方は、単身世帯を含む満 65 歳以

上、または障害者で、2 親等以内の親族がいないか居所不明等、連帯保証人を依頼することが困難な方や DV 被害者、生活保護利用者で住宅扶助が代理納付の世帯です。

来年度からは、連帯保証人が廃止されます。

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために



# えへふん 参議院選挙は終わったけれど やっぱり、「消費税 10%」とんでもないぞー！

消費税が導入される時、「小さく産んで大きく育てる」と批判されましたが、その通りになりました。  
右の図、28 年前と税収は同じでも、負担割合は大企業・大金持ちが減り、国民負担が大幅に増えました。  
○所得税：最高税率が 70% から 45% へ。大金持ちの税率が減りました。  
○法人税：税率も減りましたが、大企業の多くは優遇税制などで、中小企業の税率 18% よりも低い実質 10% です。  
○消費税は見てのとおり大幅増です。



KBC「羽鳥慎一モーニングショー」より

## 85 才の利用者に、住宅扶助費の「特別基準」が適用されました

一人住まいで 85 歳の A さんは、2 年前に入院し、医者から「2 階に住むのは無理」と言われ 1 階に引っ越し、家賃が 28000 円から 35000 円になりました。CW に相談しましたが「勝手に引っ越したからお金は出ない」と言われたと相談がありました。

生健会が CW に「国の特別基準は① 障害等により広い居室が必要② 生活状況から転居が困難な場合③ 住宅扶助基準の限度額の範囲では賃貸される実態がない場合は、北九州市の上限は 38000 円となっている」「家賃の過負担が最低生活費から支払われ、最低生活が脅かされている。特別基準を適用すべきだ」と言うと、CW は「特別基準は家を捜しても基準家賃内（29000 円）で、家が無い場合しか適用されない」と答えました。

後日、保護課から電話があり、①住宅扶助基準以内で引っ越しが可能であることを伝えたが、A さんは、歩行器を使用・介護ベッド・風呂の手すりの工事も済ませている。この場所に長く居住しているので、検討した結果、8 月 1 日付けで特別基準を適用することにしました」と連絡があり、大変、喜ばれました。

北九州市での特別基準の適用はわずか 60 件、川崎市では、1886 件、広島市も 305 件（2015 年）です。条件がある方は大いに申請しましょう。

## エアコン購入費が出ました！ CW「自分で購入しろ」 生健会「国の方針に反する」

生活保護を利用している B さんは、3 月に自費で引っ越しをしました。引っ越し先にはエアコンが設置されていました。最近、暑くなったのでエアコンのスイッチを入れるとファンが回りませんでした。大家に言うと「自分で買って」と言われました。

B さんがケースワーカー（CW）に相談すると、CW からは「大家に言え。大家が設置しないなら自分で購入しろ」と言われ、途方に暮れて生健会に相談しました。

生健会が、CW に「『自分で購入しろ』と言ったのか、正式な決定か」とたずねると、CW は「いや違う。明日本庁に問い合わせてみる」と答えました。

生健会は CW に「是非そうして下さい。国の通知では、今回のような場合もエアコンの購入費を認めている。B さんはあなたから『ダメ』と言われたが、ダメな場合は、福岡県に不服審査請求をするので、却下決定書を出して」と言いました。

後日、B さんの所に CW から「購入費と設置費用を出す」と連絡があり、B さんから大変喜ばれました。

小倉生健会作成の「生活保護の手びき」を、2回にわたって掲載します。

全生連・小倉

生活と健康を守る会

くらしで困っている人のための  
生活保護の手びき



## Q1 生活保護はどんな場合に利用できますか？

国が定めている「最低生活費」以下の収入しかなく、手持金や貯金などもわずかであれば、誰でも生活保護制度を利用できます。最低生活費は、北九州市の場合、1人暮らしで7万円台、2人で10～11万円程度、3人で13～14万程度（家賃・医療費・介護費を別にした生活費）がおおまかな目安となります。ご相談下さい。

## Q2 申請はどこにするのですか？

住民票に関係なく、今あなたが暮らしている地域の福祉事務所（区役所の保護課）で申請できます。

## Q3 福祉事務所で申請できなかったら・・・？

不当に追い返されている可能性もあります。あきらめる必要はありません。申請権があります。ご相談下さい。

## Q4 外国籍でも生活保護を利用することはできますか？

外国籍の場合は、永住ビザや日本人の配偶者ビザなどの定住性のあるビザを持っている場合は生活保護を利用することができます。申請は外国人登録証のある場所の福祉事務所に行います。

## Q5 申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか？

本来は申請のあった日から14日以内に書面で通知されることになっていますが、実際には30日程かかることが多い状況です。また30日を過ぎれば却下されたとみなして不服申し立てもできます。ご相談下さい。

## Q6 現金を持っていると生活保護は利用できないのですか？

現金や預金の合計が「Q1」の最低生活費以下であれば利用できます。ただし基準の半額を超える分は最初の保護費から差し引かれます。

## Q7 収入があると生活保護は利用できませんか？

収入があっても、最近の3ヶ月の平均収入が最低生活費以下であれば足りない分が支給されます。また医療費や介護費がかかる場合はその分もプラスされて支給されます。

## Q7-2 働いていると生活保護は利用できないのですか？

働いていても収入が少なく、「Q7」の条件にある人は「最低生活費」よりも少ない分が、保護費として支給されます。その際、児童手当等も収入に含めます。収入は申告しなければなりません。働いて得た収入には、一定の「必要経費」が認められます。

## Q8 生命保険は解約しなくてははい

## けないのですか？

保険を「解約」したときの払戻金が「Q1」の最低生活費のおおむね3ヶ月以下で、毎月の保険料が最低生活費の1割程度以下であれば解約しなくても良いことになっています。貯蓄性の高い保険などについては解約して払戻金を生活費に当てることを求められます。

## Q9 学資保険を続けることはできますか？

解約返戻金が50万円以下である場合は続けることができます。また生活保護を利用し始めた後で新たに加入することもできます。

## Q10 野宿生活でも生活保護は利用できますか？

今いる場所の福祉事務所で申請できます。通常の生活費とは別に、アパート暮らしを始めるための敷金や生活用品代も受け取れます。

## Q11 住む所がないと最初は施設に入るのですか？

本人の希望する場所で暮らすことができます。施設を断って最初からアパート暮らしを始めることもできます。

## Q12 家賃が高いと生活保護は利用できないのですか？

支給される家賃額に上限がありますが利用できます。保護が始まったあとに低額な家賃の住居に転宅するよう言われた場合には転居に必要な敷金等も支給されます。

## Q13 持ち家があるのですが生活保護は利用できますか？

農地や自分が住むための「ささやかな家」などは大丈夫です。ただし資産価値が大きい土地や豪邸は処分したり、リバースモーゲージ制度を利用して生活費に当てることを求められます。（※ つづく）

## 北九州市の「生活保護のしおり」も、改善されました。

左は、小倉生健会が作成した「生活保護の手びき」ですが、北九州市も、生活保護利用者に対して、制度を知らせるために、「生活保護のしおり」を発行しています。

本会報の18年5月号に掲載しましたように、北九州市に対して、生健会が具体的に提案をし、特に「一時扶助」については、8頁半も追加記載されるようになり、大変分かり安くなりました。

今年度の改版では、昨年7月から制度改善された「冷暖房器具の購入・設置」や、これまで掲載が漏れていた「住宅維持費」や「学習支援費」も追加されました。

柳井誠市議が市議会で「国保利用者のわずか1/100しかない、生活保護利用者の健康診査（健診）率の低さ」を指摘し、改善を求めていた「健診率向上」も追加されました。

また、一昨年発生した小倉北区清水の「中村荘」での火災死亡事故などの再発防止も意識したと思われる「火災予防について」も、2ページを割いて追加し、合計21ページもの立派な「しおり」になりました。

ただ、生活保護利用者の中には、「議会で保護課が答弁しているように、『毎年きちんと届け、丁寧に説明』されていない」との声もあり、「しおり」の活用と配布・説明の徹底が求められています。

せい かつ ほ こ  
生活保護のしおり

このしおりは、  
生活保護について大切なことが書いてありますので、  
必ず読んで大切に保管してください。

あなたの世帯の担当のケースワーカーは  
\_\_\_\_\_ 区役所 保護課（福祉事務所）  
\_\_\_\_\_ 係の \_\_\_\_\_ です。

電話 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

あなたの地区の民生委員は  
\_\_\_\_\_ さんです。

きた きゅう しゅう し  
北 九 州 市

2019.4

「生活保護のしおり」(表紙)